

Weekly Report

第713号
令和5年9月11日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

インボイス発行事業者が確認しておきたい事項

いよいよ来月からインボイス制度が開始となります。インボイス発行事業者となる方は、次のような点を確認しておきましょう。

◆売手の確認事項

◎取引先に交付する請求書等を確認……インボイスとして必要な記載事項（登録番号や適用税率、税率ごとの消費税額等）を満たしているかを確認します（複数の書類で記載事項を満たすことも可能）。

◎交付したインボイスの写しの保存……写しはコピーに限らず、電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。

◎少額な返還インボイスの交付義務免除……税込1万円未満の値引き等である場合には返還インボイスの交付義務が免除されます（全事業者が対象）。

◆買手の確認事項

◎受領したインボイス等の保存・管理……受領した請求書等は登録番号の有無で区分して管理します。また、免税事業者からの課税仕入れに係る経

過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。

◎インボイス保存が不要な取引……*税込3万円未満の公共交通機関による旅客の運送などインボイスの交付が免除されている取引、*従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等、*中小事業者による税込1万円未満の取引（少額特例）、などは帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

◎簡易課税制度や2割特例の適用……簡易課税制度や2割特例（免税事業者からインボイス発行事業者になった方の納税額を売上税額の2割とする措置）を適用する場合、インボイスの保存は不要です。

10月からのステルスマーケティング規制

事業者による広告であるにもかかわらず、消費者に広告であることを隠して第三者の感想等であると誤認させる「ステルスマーケティング」は、本年10月から景品表示法の不当表示に指定され違反行為になります。

これにより、事業者の広告（インフルエンサー等の第三者に依頼・指示するものを含む）であって、一般消費者から見て、事業者の広告であることが不明瞭で分からないものは規制されます。

なお、規制の対象となるのは商品・サービスを供給する事業者（広告主）であり、事業者から広告・宣伝の依頼を受けたインフルエンサー等の第三者は規制の対象外となります。

令和4年度における国税の滞納状況

国税庁が公表した「令和4年度租税滞納状況」によると、令和4年度における国税の新規発生滞納額7196億円となり、税目別にみると消費税が全体の5割（3630億円）を占めています。

一方、滞納整理された額は7104億円で、新規発生滞納額を下回ったことから、国税の滞納残高は8949億円なり3年連続で増加しました。

なお、税金を滞納すると延滞税が課せられるほか、財産の差押えや換価といった滞納処分が行われる場合があります。